

R7.4.1から適用

特別養護老人ホーム抱優館八乙女 サービス利用料金

(1) 介護保険自己負担分

介護度	基本単位数 (A)		加算単位数 ※①		単位数合計 (D) : (A)+(B)	31日換算 (E)	介護職員等処遇改善加算 (F)	介護サービス費 (10割) ① (G)	介護保険から給付される金額② (9割又は8割又は7割)	自己負担額 (31日分) (1割又は2割又は3割)	
	1日	1日 (B)	1か月 (c)	1日	(D) × 31日 + (C)	(E) × 14.0% 小数点以下四捨五入	{ (E) + (F) } × 10.27 円 小数点以下切り捨て	(G) × 0.9(又は0.8又は0.7) 小数点以下切り捨て	①-② : (G) × 0.1 (又は0.2又は0.3) 小数点以下繰り上げ		
要介護 1	670単位	104単位	70単位	774単位	24,064単位	3,369単位	281,736 円	253,562 円	1割	28,174 円	
								225,388 円	2割	56,348 円	
								197,215 円	3割	84,521 円	
要介護 2	740単位	104単位	70単位	844単位	26,234単位	3,673単位	307,144 円	276,429 円	1割	30,715 円	
								245,715 円	2割	61,429 円	
								215,000 円	3割	92,144 円	
要介護 3	815単位	104単位	70単位	919単位	28,559単位	3,998単位	334,360 円	300,924 円	1割	33,436 円	
								267,488 円	2割	66,872 円	
								234,052 円	3割	100,308 円	
要介護 4	886単位	104単位	70単位	990単位	30,760単位	4,306単位	360,127 円	324,114 円	1割	36,013 円	
								288,101 円	2割	72,026 円	
								252,088 円	3割	108,039 円	
要介護 5	955単位	104単位	70単位	1,059単位	32,899単位	4,606単位	385,176 円	346,658 円	1割	38,518 円	
								308,140 円	2割	77,036 円	
								269,623 円	3割	115,553 円	

※①上記の加算単位数内訳：

- ・日常生活継続支援加算 (46単位/日) ・看護体制加算Ⅰ (4単位/日) ・看護体制加算Ⅱ (8単位/日)
- ・栄養マネジメント強化加算 (11単位/日) ・夜勤職員配置加算Ⅱ (18単位/日) ・個別機能訓練加算Ⅰ (12単位/日)
- ・精神科医師定期的療養指導加算 (5単位/日)

その他の加算として

全ての入居者様対象

- ・個別機能訓練加算Ⅱ (20単位/月) ・科学的介護推進体制加算Ⅱ (50単位/月)

該当する入居者様のみ

- ・外泊時費用 (246単位/日：外泊、入院等の期間で月に最大6日間、月またぎで最大12日間)
- ・初期加算 (30単位を30日間：入居日から30日間または30日を超える入院後の再入居の場合) ・口腔衛生管理加算Ⅱ (110単位/月)
- ・経口維持加算Ⅰ (400単位/月) ・経口維持加算Ⅱ (100単位/月) ・経口移行加算 (28単位/日)
- ・再入所時栄養連携加算 (400単位/回) ・退所時情報提供加算 (250単位/回) ・療養食加算 (6単位/回：1日に3回を限度)
- ・配置医師緊急時対応加算 (早朝・夜間の場合650単位/回、配置医師の通常の勤務時間外 (早朝夜間深夜を除く325単位/回、深夜の場合1,300単位/回))
- ・看取り介護加算Ⅰ (死亡日を含めて45日を上限) 等があります。(※看取り介護加算については料金表裏面に詳細を記載。)

※ 介護職員等処遇改善加算は、1か月の総単位数×14.0%で算定となります。

※ 尚、加算単位の1単位は、地域によって異なり、1単位は10.27円となります。(仙台市：6級地)

(2) 居住費及び食費

負担段階	対象者	居住費	食費	1日あたり	1ヶ月あたり (31日)
第1段階	・配偶者と世帯全員が市町村民税非課税で、本人が老年福祉年金を受給している方 ・生活保護を受けている方	880 円	300 円	1,180 円	36,580 円
第2段階	・配偶者と世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金及び非課税年金 (障害年金、遺族年金等) の年金収入額の合計が80万円以下の方	880 円	390 円	1,270 円	39,370 円
第3段階①	・配偶者と世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金及び非課税年金 (障害年金、遺族年金等) の年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	1,370 円	650 円	2,020 円	62,620 円
第3段階②	・配偶者と世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金及び非課税年金 (障害年金、遺族年金等) の年金収入額の合計が120万円を超える方	1,370 円	1,360 円	2,730 円	82,770 円
第4段階	・本人が市町村民税非課税で、配偶者または世帯の中に市町村民税を課税されてされている方がいる方 ・本人が市町村民税を課税されている方	2,730 円	1,800 円	4,530 円	140,430 円
※預貯金等が一定額以下であること	年金収入等80万円以下 (第2段階)	単身	650万円	夫婦	1650万円
	年金収入等80万円超120万円以下 (第3段階①)		550万円		1550万円
	年金収入等120万円超 (第3段階②)		500万円		1500万円

(3) 利用料金月額 ((1)+(2)) : 円

介護度		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
要介護 1	1割	64,754 円	67,544 円	90,794 円	110,944 円	168,604 円
	2割					196,778 円
	3割					224,951 円
要介護 2	1割	67,295 円	70,085 円	93,335 円	113,485 円	171,145 円
	2割					201,859 円
	3割					232,574 円
要介護 3	1割	70,016 円	72,806 円	96,056 円	116,206 円	173,866 円
	2割					207,302 円
	3割					240,738 円
要介護 4	1割	72,593 円	75,383 円	98,633 円	118,783 円	176,443 円
	2割					212,456 円
	3割					248,469 円
要介護 5	1割	75,098 円	77,888 円	101,138 円	121,288 円	178,948 円
	2割					217,466 円
	3割					255,983 円

(4) その他 (介護保険外費用)

※ 医療費、個人が消費する物 (ティッシュ、歯ブラシ、義歯洗浄剤、新聞、雑誌代等)、理美容代、クリーニング代、インフルエンザ予防接種等

※ 入院時の排泄用品等については、各自でご用意をいたください。

※上記、利用料金については介護保険制度の改定や施設の職員体制等により、変更になる場合があることをご理解下さい。